和泉個審答申第 5 号 平成22年10月26日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会会 長 松 田 聰 子

個人情報の取扱いに関する意見について(答申)

平成22年7月15日付け和泉滞第3号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 審査会の結論

和泉市個人情報保護条例(以下「保護条例」という。)第8条第3項第6号及び第9条第1項第6号の規定による個人情報の本人外収集や目的外利用についての本件諮問は、その目的が一般的広範囲な個人情報の取扱いに関するもの(包括審査)であるから、本審査会として判断を控えるのを相当とする。

2 実施機関の諮問の概要

(1)滞納債権整理事業

実施機関は、滞納債権を一元管理する滞納債権整理回収課(以下「整理回収課」という。)を平成22年4月に設置した。整理回収課は、関係所管課(税務室、保険年金課等)において交渉による滞納整理では徴収が困難な事例について、滞納債権を集約してその整理・回収を行おうとするものである。整理回収課は、業務にあたり、市税等の公債権については、質問調査権を有し自ら財産調査を行うことが可能であるが、市営住宅使用料等のいわゆる私債権については調査権がなく、民事訴訟法上の手続により対応しなければならず、滞納者の資産状況や生活状況等の個人情報の把握が必要となる。

市税、各種保険料及びその他使用料等の債権を適正に管理・執行することは、市の 健全な財政運営に資するものであり、かつ、納期限や履行期限までに誠実に納めてい る市民の負担公平感を充足する観点からも、公益上特に必要であると判断し、実施機 関は、自力執行権のない私債権について公租公課に滞納がある場合、市が保有している個人情報について、本人外収集及び目的外利用ができるよう、保護条例第8条第3項第6号及び第9条第1項第6号の規定に基づき、諮問したものである。

(2)本人外収集及び目的外利用する個人情報

実施機関が、本件諮問において本人外収集及び目的外利用の対象としているのは、以下の個人情報である。

(ア)滞納者の個人情報

氏名、住所、居所、性別、生年月日、電話番号(携帯電話を含む) 勤務先所在、 勤務先名称、不動産保有状況、賦課額等、滞納額、納付状況、各種債権に係る 交渉記録

(イ)滞納者情報の収集元の課等

上記各個人情報を保有する課等

(3)滞納債権の現状

実施機関によれば、平成20年度決算に基づく滞納債権(納期限、履行期限を過ぎたもの)は次のとおりである。なお、水道使用料および病院使用料に係る債権は本件諮問に含まれていない。

債権の種類		滞納額(約)	滞納件数(約)
公債権の内訳	市税	14億 570 万円	13,000件
	国民健康保険料	2 1 億 6 0 0 0 万円	7,200件
	介護保険料	1億1200万円	1,500件
	後期高齢者保険料	984万円	250件
	保育料	1168万円	750件
公債権の合計		3 6 億 9 9 2 2 万円	22,700件
債権の種類		滞納額(約)	滞納件数(約)
私債権の内訳	市営住宅使用料	1億7400万円	500件
	生活保護返還金(63条に基づく)	1168万円	9 0 件
	生活保護返還金(78条に基づく)	1億 360 万円	2 3 5 件
	生活福祉資金	1103万円	170件
	奨学金返還金	1447万円	110件
私債権の合計		3億1478万円	1,105件

3 審査会の判断

(1)保護条例の基本的な考え方について

和泉市個人情報保護条例の基本的な考え方は、その第1条にあるように、市が保有

する個人情報について開示請求権等の具体的権利を定めることによって、市民の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護と信頼される市政を推進することである。保護条例が、明記していないものの全体を通覧すれば、いわゆる情報プライバシー権(または情報コントロール権)を保障していることは明らかであり、したがって、各条の解釈・運用に際しては、市民のこのような権利が害されないよう配慮しなければならない。

(2)収集の制限と利用・提供の制限について

保護条例は、情報プライバシー権を具体化して、第8条において、実施機関(以下とくに断らないかぎり、保護条例上の実施機関を指す。)が個人情報を収集する際には、目的を明確にすること(第1項)適正かつ公正な手段によること(第2項)本人から収集すること(第3項)を定め、また、第9条において、実施機関が収集した個人情報を目的外に利用することを禁止するとともに、外部に提供すること(第1項)を禁止している。

一方、これらの原則に対して、第8条では、例外的に、本人以外のものから収集できる場合を第3項第1号から第6号に定め、また、第9条でも同様に、目的外利用及び外部提供できる場合を第1項第1号から第6号に定めている。保護条例がこのような厳格な規定をおいているのは、実施機関が個人情報を安易に一元管理することを防止し、もって市民の情報プライバシー権を保護しようとするものである。

(3)本人外収集及び目的外利用について

本件諮問は、第8条第3項第6号及び第9条第1項第6号に基づくものである。

各条はいずれも、それぞれの条項の第1号から第5号までの規定に該当しない場合であっても、実施機関は、「審査会の意見を聴いた上で、公益上特に必要であると認めるとき」、本人外収集又は目的外利用(以下「本人外収集等」という。)ができることを定めたものである。

審査会の意見を聴いた上で実施機関がする「公益上特に必要であるか」の判断には、本人外収集による個人の権利利益の侵害のおそれと、住民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などの有用性を総合的に勘案し、提供を受ける情報の内容、性質やその使用目的に合わせて具体的に判断する必要がある。また、目的外利用については、事務の性質上、社会一般の利益を図るために特に必要であることが求められている。

(4)本件諮問について

本件諮問は、自力執行権のない私債権について公租公課に滞納がある場合、市が取得又は保有している財産状況や勤務先状況等の個人情報について、本人外収集等を認めるよう求めるものであり、諮問の実質は、個人情報の一般的かつ広範囲にわたる取扱いに関する包括審査にほかならない。

整理回収課が主張するように、社会全体の利益を図るという観点からみて、債務者から債権を回収することは、納税の義務を果たしている市民の一般感情からすれば当然であり、滞納者の情報を利用することには公益性があるとの考えについて、当審査会としても理解できないわけではない。

しかしながら、今回の諮問対象となる私債権の具体的金額は、公債権の約1割にも満たないのであり、市民の負担公平性や不公平感を払拭するから公益性があると即断するにはためらいが残り、しかも、本件諮問の実質が包括審査であることを考慮すれば、当審査会としては審議に一層慎重にならざるを得ない。

すでに述べたように、保護条例は、「個人情報の取得、利用、提供等に関し本人が関与する権利」である情報コントロール権を具体化したものである。したがって、この人権を一般的包括的に制約するのは、本来、法規(条例)によるべきであり、制定権限を有する議会の責務である。債務者という一般個人の財産状況や勤務先状況等の個人情報を包括的に本人外収集等することを、議会の判断を経ずに実施することは、法治主義の観点から問題が多いと考えるからである。条例による対応は、すでに他の自治体で行われていて、本市においても十分可能であろう。

したがって、本件諮問について、当審査会が判断する以外に方途がないような緊急性や重要性があると認めることもできず、当審査会としては、このような包括的な審査については判断を控えるのを相当とする。

(参考)審査会の処理経過

日 付	内 容
平成22年 6 月17日	実施機関から審査会開催の依頼
平成22年 7 月15日	審査会招集
	諮問書の受理
	・総務部滞納債権整理回収課からの説明
	・質疑応答
	・審議
亚弗 2.2年 0. 日1.6日	審査会招集
平成 2 2 年 9 月 1 6 日 	・審議
亚世 2 2 年 1 0 日 2 1 日	審査会招集
平成 2 2 年 1 0 月 2 1 日 	・答申案の検討
平成22年10月26日	実施機関への答申